

平成 21 年度

スーパーバイザー士試験

平成21年9月17日(木)実施

1. FCビジネス基礎知識・法知識

答案作成上の注意

- ◇ 解答用紙の所定の欄に受験番号と氏名を記入してください。
- ◇ 係りの合図があるまではこの表紙をあけないでください。
- ◇ 試験時間は50分です。
- ◇ 試験開始後30分で退出できます。
- ◇ 退出される際には、出入口にいる事務局員に解答用紙を提出してください。
再入場はできません。
- ◇ 不正行為を発見した場合は退室を命じ、受験は無効となります。
- ◇ 試験内容の質問については受付できません。



社団法人日本フランチャイズチェーン協会

【問題 1－1】

次の文章は、「フランチャイズ・システムの類型」の内の「ビジネス・フォーマット型フランチャイジング」の定義であります。()の中にあてはまる、最も適当な言葉を下記の語群から選んで、その記号を解答欄に記入して下さい。

「ビジネス・フォーマット型フランチャイジング」

フードサービス、コンビニ、専門店、ホテル、カー用品等に代表されるように成功している(①)を(②)や(③)を行い、統一された(④)で事業そのものを(⑤)し提供するフランチャイジングである。

語 群	A. パッケージ化	B. イメージ	C. ノウハウ化
	D. チェーン名	E. ビジネス	F. 指導・援助
	G. 商標	H. 対価	I. システム化

【問題 1－2】

次のフランチャイズに関する用語の説明を解答用紙に記入して下さい。

- ⑥ ターンキー
- ⑦ グッドウイル
- ⑧ 加盟店会
- ⑨ ドミナント戦略

【問題2-1】

公正取引委員会の「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方」（フランチャイズ・ガイドライン）によると、フランチャイズ本部と加盟者との取引において、本部が加盟者より取引上優越した地位にある場合、本部が加盟者に対して、商品の納入先やその他の取引先について、正当な理由がないのに本部やその指定業者とのみ取引させ、加盟者に不当に不利益を与えると、「優越的地位の濫用」に該当する、とされている。これについて、以下の問いについて解答用紙に記入して下さい。

(1) 「本部が加盟者より取引上優越した地位（優越的地位）にある」とは、同ガイドラインによると、「加盟者にとって本部との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、本部の要請が自己にとって著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ない場合」とされている。これを前提とすると、①契約締結時の取引条件と、②契約締結後に変更された取引条件のうち、どちらがより「優越的地位の濫用」が問題となりやすいか。理由を付して答えよ。

(2) 以下は、ある商品Xの購入に関する架空のフランチャイズ契約書の条文である。条文Aと条文Bのうち、フランチャイズ・ガイドラインからみて、より独占禁止法上問題が少ないのはどちらか。理由を付して答えよ。

条文A

加盟者は、Xを本部から購入しなければならない。

条文B

加盟者は、本部の指定する条件を満たすXを購入しなければならない。

(3) (2) の条文Aに関連して、以下の問いに理由を付して答えよ。

- ① 独占禁止法上の問題を判断するに際し、Xがどこでも手に入る物である場合と、本部が独自の技術で特別に製造している物である場合とで、違いがあるか。
- ② Xがどこでも手に入る物である場合、Xの価格の高低は、独占禁止法上の問題を判断するに際して影響するか。

【問題3-1】

加盟者が店舗における什器・備品などを用意するにあたり、リース会社とリース契約（ファイナンス・リース契約）を締結して、それらの什器・備品などを調達することがあります。このリース契約（ファイナンス・リース契約）の仕組み・内容について説明してください。

【問題3-2】

契約は当事者の合意（意思の合致）で成立するものであり、法律上、一部の例外を除いて、書面の作成は契約の成立の要件とはされていません。しかし、実務上は、契約書の作成がなされることが多いものです。契約書が作成されることのメリットについて説明してください。

【問題3-3】

フランチャイズ・ビジネスにおいては、様々な法律や契約が関係しますが、以下の文章の空欄に適切な語を解答用紙に記入してください。

1. フランチャイズ契約の当事者間においては、本部は、通常、加盟者に対して、自己の有する特許庁に登録された商標の使用、および自己の開発した営業秘密である経営ノウハウの使用を許諾し、加盟者は、その対価として、ロイヤリティを本部に対して支払う。商標とは、企業が自己の取り扱っている商品やサービスを他の者の商品やサービスから区別するために、その商品やサービス（役務）について使用する標識のことをいう。商標には、商品に使用される「商品商標」と、サービス（役務）に使用される「(①)」がある。
2. フランチャイズ加盟者が店舗用物件を借りる場合、その店舗用物件の所有者との間で賃貸借契約を締結することになる。賃貸借契約は、民法上認められるもののほか、賃借人保護の要請に基づき、民法の特別法として制定された借地借家法によるものがある。借地借家法上認められる賃貸借契約には、期間の定めがある建物の賃貸借をする場合において、契約の更新がないことを内容とする賃貸借である(②)や、専ら事業用の建物の所有を目的としている場合で、かつ、10年から20年の期間を定めた借地権を設定する事業用借地契約などがある。
3. 平成17年に「会社法」が成立し、平成18年5月から施行された。会社法においては、「(③)」が廃止された一方（但し、従前から設立されている(③)は存続する）、新しい会社の類型として「合同会社」が創設された。これにより、会社法施行後における会社の種類は、「株式会社」（特例「(③)」を含む）、「合名会社」、「合資会社」および「合同会社」の4種類となった。

4. 賃貸借契約において、貸主の賃料債権などを担保する目的をもって借主から貸主へ支払われる金銭が、敷金と言われるものであり、敷金は、賃貸借契約の終了に際して、賃料滞納等の借主の債務があればそれを差し引いて、借主に返還されるものである。これに対して、賃貸借契約において、敷金の代わりに借主から貸主へ支払われる金銭である（④）は、本来は、将来の賃貸借を確保するために賃借人から賃貸人に交付される建物建設資金の一部貸付金の性格を持つものであったが、現在では、その性格を引き継ぐものもある一方、主に貸主の賃料債権などを担保する目的の金銭である敷金の性格を持ったものが増えている。
5. フランチャイジーが店舗における什器・備品を用意するにあたりいくつかの手段があり、ファイナンス・リース契約（リース契約）が用いられる他に、売買代金を分割して定期的に支払うことを内容とし、それらの売買代金の完済後、対象物件の所有権がフランチャイジーに移転することになる（⑤）契約という売買契約の一類型が利用されることもある。
6. フランチャイザーが製造した商品をフランチャイジーが仕入れて、フランチャイジーが消費者に販売した場合、その商品に欠陥があり消費者が損害を被ったとき、フランチャイザーは（⑥）という民法の特別法に基づき製造した者として消費者に責任を負い、また、フランチャイジーは販売した者として民法に基づき消費者に責任を負う。
7. 契約当事者間で交付される書面には、「契約書」、「合意書」、「覚書」など様々な名称のものがある。しかしながら、書面の名称によってその効力に違いはなく、当事者が、その内容に拘束される意思をもって交わしたものは、どのような名称、形式であったとしても、すべて「契約」として同等の法的拘束力をもつ。そのような書面のうち、（⑦）とは、片方の当事者が、一方的に履行義務や権利放棄を確認する場合等に用いられ、差し入れ証の形式で相手方に提出する体裁を取る場合に多く用いられる。

【問題4】

次の文章のうち、正しいものには○を、間違っているものに×を解答用紙につけて下さい。

- ① フランチャイズ・システムにおいては、容易に真似のできないノウハウのあることが重要な要素であるから、ノウハウには法律に基づいて登録することができる排他的権利性がなければならない。
- ② フランチャイズ契約書には、一定のテリトリーを設定し、本部はそのテリトリー内に直営店又は他の加盟店を開設しないと規定してあったとしても、テリトリー及びその周辺の商圈が恒常的なものでないことは常識と言えることからすれば、かかる規定は本部の努力義務に過ぎないのであるから、商圈の変化に応じて、本部の判断で当該テリトリーに直営店又は加盟店を開設することは可能である。
- ③ フランチャイズ契約書には、加盟金は契約の終了その他如何なる理由があっても返還しないとの規定があるのが一般的であるが、そのような場合でも、事案の具体的事情によっては、返還しなければならないことがある。
- ④ フランチャイズ・システムにおいて、マニュアルは加盟店が早く確実に店舗の運営方法や商品の製造・販売方法などを会得するためなくてはならないものであるから、たとえ契約書にマニュアルの貸与とか交付の規定がなくても、加盟店は、本部に対し、当然マニュアルの貸与とか交付を要求できるものである。
- ⑤ フランチャイズ契約書に「加盟店は本部が実施することを決定した統一キャンペーンに参加し、これを実施しなければならない」と規定されており、今回本部が実施することを決定したキャンペーンは、加盟店（各店の月額売上金は1000万～500万円）にポスターや景品を10万円程度で購入してもらい、夏季に限定して行う販売促進策であった。このような場合、加盟店の負担は常識的な範囲にあるのだから、契約書に規定されている以上、加盟店がこの統一キャンペーンに参加しないことのみをもってフランチャイズ契約を解除されてもやむを得ないものである。